日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 01 .19

No.12-006

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

最終準備書面トピックシリーズ（2）

「誰が考えても雇用を続けることは不可能ではない」経営状況

片山管財人証言編

原告代理人による 片山管財人尋問

（以下、準備書面 第 1 部　第 1　1/2　より）
（この色の見出しは世話人による）

〔原告代理人〕管財人としては、この 2010 年の 11 月 30 日時点、そして、12 月の 9 日に解雇方針を決めていくわけですから、当然、翌年の 3 月末を目指した繰上一括償還に向けての基本合意をしているわけですから、11 月 30 日時点でね。そういったことを想定して、（繰上一括弁済に充当する手持資金財源の一部をもって、解雇回避できるかどうかを・・・原告代理人）検討したかどうかということを聞いているんですよ。

〔片山管財人〕・・・・

〔原告代理人〕検討してないんですか。したんですか。

〔片山管財人〕いえ、12 月 9 日時点で整理解雇をするということは検討いたしました。そのときの営業状態も検討いたしました。

〔原告代理人〕 そうすると、翌年の 3 月末の時点の事態の想定は、あなたはしなかったわけ。そういった想定もして検討したってということではないんですか。

〔片山管財人〕ちょっとおっしゃってる意味がよく分かりません。

〔原告代理人〕手元資金 1,400 億、少なくても年末には 1,000 億も超える手元資金、そういったもののうちわずか 1%に相当するものでもって、解雇回避の財源に充てたらどうなんだろうかと、こういうことを検討したかどうかってことを聞いているんですよ。
したかどうかでいい。

〔片山管財人〕ちょっとどういうふうにお答えしていいのか、よく分かりません。

〔原告代理人〕分からない

〔片山管財人〕はい

当時の手元資金のわずか一部をもって、解雇回避財源に活用することができるかどうかについて、真摯に解雇回避を検討していない以上「分からない」と逃げ回るよりほかないのである。

〔原告代理人〕・・・この解雇回避財源にそのわずか1%くらいを使って、これ１年分ですよ、をその財源に使って回避できないんだろうかということをあなた自身、検討したことがありますか。あるいは社内のどこかにそういった検討の指示を出したことはありますか。

〔片山管財人〕 検討、そういうことから言うと、したと思います。したことになると思います。

〔原告代理人〕思う

〔片山管財人〕はい

〔原告代理人〕あなたしていないってのは分かったよ、思うって言うんだから。どこで検討したんですか

〔片山管財人〕更生計画を実行するということの方が重いわけでした。

管財人として自らは検討したことはない、しかし、社内のどこかで検討したかと聞かれれば、検討したかもしれない、といったきわめていいかげんなニュアンスの証言をしてなんとか逃げようとする。

「自己資本率」や、１兆円以上の「純資産」　の改善

更生計画 初年度目標比で２．９倍の営業利益１８８４億円という巨額の利益を確保し、それまで抱えていた債務超過を解消し、
「経常利益は１９１２億円、当期純利益８１６１億円、
更生法申立時点の９５９２億円の債務超過状態にあったことからすると、２０１０年度末の貸借対照表上の純資産は２１８２億円まで、１兆円以上の改善」して、連結自己資本比率は１６．５%にまで改善する水準に達し、貸借対照表は急速に改善している客観的な業績・経営状況を踏まえるとき、２０１０年１２月の局面において、「誰が考えても雇用を続けることは不可能ではない」経営状況にあるとした稲盛会長の認識は、客観性を有した合理的な認識であることを、あらためて確

認することができる。

２０１０年度における損益計算書上の巨額な収益を計上することによって、貸借対照表が急速に改善することも現実化し、連結自己資本比率も改善していくプロセスをたどっている経営状況の推移・動向

（ちなみに、日本航空の２０１１年度上半期 4/1～9/30 連結決算では、目標営業利益７５７億円をはるかに超え、すでに１０６１億円、売上高営業利益率１７．７％を確保し、純資産は３０９１億円、自己資本比率２３．３％、有利子負債残高４３７６億円と飛躍的に改善する実績をあげているのである。

ANA の同時期の営業利益は５０１億円、売上高営業利益率７．１％、自己資本比率は２４．５％、有利子負債残高１兆７４３億円である。）

を無視し、また、本件解雇後せめて半年後の状況をも真摯に分析して合理的に想定することすらせずに、日本航空の財務基盤は脆弱であるとして、貸借対照表上の脆弱性をことさらにとりあげて、解雇の必要性を合理化するのは、あまりに一面的で、そこに合理性を認めることはできない。

片山管財人ら被告会社のこうした対応からは、「誰が考えても雇用を続けることは不可能ではない」経営状況にあるにもかかわらず、解雇回避可能性を真摯に検討する姿勢は生まれないのは当然の帰結なのである。

「業績」に対する（被告の）誤った基本認識

（被告は）巨額の営業利益は、更生手続のもとでの財産評定によって、「実力」ではなく、「下駄を履された」ものであって、実力を相応に反映したものではない、また、その業績回復についても、一時的・偶発的・外部的要因によるものであって、内部的増益要因に基づいて競争力を回復したものとなっていない（などと主張しているが）

（　）内は世話人による

財産評定以外の固定費削減効果

２０１０年度決算によれば、「今回の営業利益１８８４億円は過去最高である。特殊要因として財産評定の影響があり、約７８０億円の利益改善効果があるが、これを考慮しても過去最高益であるＦＹ０７の水準（９００億円）を超えている」ほどの実績をあげている。

被告会社のこうした説明は、「財産評定の影響」による固定費削減による利益改善効果として７８０億円（賃借料を含む機材関連約３６０億円、人件費約２９０億円）、これを控除した後の営業利益でも１１０４億円規模であり、この増益要因は、更生手続における「財産評定の影響」以外の企業の努力で獲得された固定費削減に

よる利益改善効果である。

　具体的には、
希望退職による人件費削減効果として年間１８０億円、
新人事賃金制度の導入・実施による人件費削減効果として、通年効果額として
約１００億円、２０１０年度における最終四半期（２０１１年１月から３月）では
約２５億円、
退職給付の切り下げによる固定費削減効果として９２億円等々である。
このほかにも債務免除に伴う支払利息の引き下げによる固定費削減効果として
１１９億円となっている。
これらの固定費削減効果は、一時的なものではなく、内部的増益要因として継続
していく性格を有している。

原文では「B/S」「P/L」と書かれているものをそれぞれ
「貸借対照表」「損益計算書」と書き換えました。